

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

第 213 回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）の一部の施行に伴い、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下「令」という。）の改正を予定している。これを受け、自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号。以下「規則」という。）について必要な規定の改正を行うものである。

2. 改正の概要

今般、CCS 事業法に新たに規定された貯蔵のための掘削、試掘のための掘削及び貯留層の探査は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。これらを特定行為（法第 35 条の 4 第 3 項）として、同項第 4 号に基づき令に追加する改正を行うところ、同条第 5 項に基づく許可基準を次のとおり定めるため、規則を改正するものである。また、その他所要の改正も行う。

- ① 貯留層（CCS 事業法第 2 条第 1 項に規定する貯留層）における二酸化炭素（同項に規定する二酸化炭素）の貯蔵のための掘削（法第 35 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる行為を除く。）を行うこと及び CCS 事業法第 2 条第 4 項に規定する試掘のための掘削を行うことに関する許可基準
 - ・ 次のいずれにも該当すること。
 - ・ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
 - ・ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
 - ・ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ② CCS 事業法第 107 条第 1 項に規定する貯留層の探査であって、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て方法によるものに関する許可基準
 - ・ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3. 施行期日

CCS 事業法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。